

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

必ずお読み
ください

● 臨時特別給付とは ●

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、真に生活に困っている方々に対し、速やかに生活・暮らしを支援する給付金です。



● 給付額 ●

1世帯あたり10万円

● 受給者 ●

給付対象者が属する**世帯主**

手続き方法や
支給方法等の
詳細は
裏面をご確認
ください

山口市ウェブサイト

「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金について」ページ



! 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に関する
振り込め詐欺や**個人情報の詐欺**にご注意ください。

ご自宅や職場などに山口市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合には**すぐに山口市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。**



山口市住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

TEL.083-902-3100

受付時間 / 8:30~17:15(土日祝日除く)

給付対象者手続き方法

給付対象者

- 1 基準日時点において、世帯全員の**住民税均等割が非課税**である世帯

【プッシュ型給付】確認書による給付

給付対象者世帯には、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。中身を確認して、**返信**してください。

提出期限 確認書を発送してから3ヵ月以内

※申請が必要な世帯の方はお問い合わせください。

令和3年度分の臨時特別給付金を受給された世帯は対象外

令和3年度分

基準日：令和3年12月10日

申請が：世帯の中に、**令和3年1月2日**以降に山口市に転入した方がいる場合

令和4年度分

基準日：令和4年6月1日

申請が：世帯の中に、**令和3年12月1日**以降に山口市に転入した方がいる場合

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①と同様の事情にある世帯(家計急変世帯)

【申請に基づく給付】

臨時特別給付金の受け取りは**申請が必要**ですので、お問い合わせください。※申請される時には、事前予約が必要です。

年間収入額(令和4年1月以降の任意の1ヵ月收入×12月) ≤ 非課税限度額相当額
年間所得額(令和4年中の年間所得)

※世帯全員分の確認が必要です。

申請期限 令和4年12月28日(水)まで(8時30分～17時15分) 土日祝日除く

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



注意事項

- ※①②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。
- ※確認書及び申請書の期限までに、提出及び申請が行われなかった場合、非課税世帯等給付金を受けることを辞退したとみなすこととなりますのでご注意ください。

支給方法

口座振込

※口座をお持ちでない方は、支給方法についてお問い合わせください。

支給日

確認書を受理した日から
申請書を受理した日から
概ね2週間後に指定口座に振込予定